

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 定刻となりましたので、ただいまより第5回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、大森委員、谷本委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、増田委員、松野委員、宮崎委員の9名で、増田委員はオンラインで御出席いただいております。

委員総数10名中9名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを報告します。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長にお願いしたいと思います。

○芳賀委員長 本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですけれども、初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、委員名簿、座席表がございまして、議事次第に記載のとおり、資料1-1、1-2の2点、このほか参考資料1から参考資料4を配付しています。過不足等ありましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀委員長 資料はおそろいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

議題1「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）」について、事務局から資料の説明をお願いします。事務局から説明をいただいた後で委員の皆様から御意見を聞き、審議するという段取りで進めていきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐 それでは、事務局において、資料1-2の「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）」を作成しましたので、御説明させていただきます。資料には、該当箇所を分かりやすくするために、各ページの左側に行数の番号を記載させていただいております。

それでは、2ページ目を御覧ください。「第1 はじめに」ですが、まず、理容師法及び美容師法に基づく制度として、理容師及び美容師の国家資格の取得に当たり、養成施設における教課課程の取得や国家資格の合格の必要があるといったことを記載してごさいます。

9行目以降には、それぞれの制度の類似の見直しとともに、直近の平成29年の制度改正において、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための修得者課程の創設など見直しが行われたことを記載してごさいます。

また、14行目以降は、理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和6年6月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会において、平成29年の制度改正から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした経緯と、これまで関係団体のヒアリングを含めて5回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行うことを記載してごさいます。

次に、「第2 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直し」については、「I 検討にあたっての視点」と「II 各論点項目における検討内容について」の小見出しをつけてごさいます。

まず、「I 検討にあたっての視点」については、30行目から3ページ目にかけて記載してごさいます。理容業及び美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要があること。

他方、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことがより一層重要となっていること。

これらの課題を踏まえて、今後の理容師及び美容師の養成制度のあり方に関し、検討の視点及び論点項目を資料中の表にまとめて整理し、各論点項目に係る見直しの方向性について議論を行ってきたことを記載してごさいます。

4ページ目を御覧ください。「II 各論点項目における検討内容について」、各論点の制度の現状と見直しの方向性をそれぞれ記載してごさいます。説明時間の都合上、制度の現状の説明については省略し、見直しの方向性について御説明させていただきます。

初めに、「1. 必修課目と選択課目の履修内容について」です。19行目以降に見直しの方向性として、理容師及び美容師の養成に当たって必須となる知識及び技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、各養成施設において、選

択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要であること。

このため、将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、「教科課程の基準の運用」で例示されている選択課目に関して、以下の2つの見直しを令和8年度からの実施を目途に検討すべきであるとしてございます。

1つ目は、卒業後の理容業界・美容業界への定着を促進する観点から、必修科目の「運営管理」での接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動、就業に必要な接客マナーに関する教育を実施する課目の設定が可能であることを明示しております。

2つ目は、一般教養課目群の「社会福祉」において、高齢化の進展等による社会情勢の変化も踏まえた知識の向上を図るとともに、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容及び出張美容などに係る教育内容の充実といった内容になってございます。

5ページ目を御覧ください。「2. 養成施設における実習のあり方について」です。21行目以降が見直しの方向性でございます。消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階において現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性は増していると考えられるため、各養成施設において、まずは選択課目の枠組みを柔軟に活用しながら、こうしたニーズに対応した教育を推進することが期待されるとしてございます。

次に、第3回委員会のヒアリングに出席された養成施設の参考人から、「職業実践専門課程」の認可を受けた取組の紹介がございました。本ページの下の方に記載している注釈を御覧ください。職業実践専門課程とは、専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う課程として、平成26年度から文部科学省において認定制度が開始されているところでございます。

本文に戻りまして、27行目を御覧ください。これまでに「職業実践専門課程」の認定を受けた養成施設が全体の約4割に達するなど、近年、各地域において理美容業界との連携体制の下で授業科目等の編成や実習等を実施する取組も一定程度広がりを見せており、こうした状況にも留意しつつ、以下の見直しを進める必要があることとしてございます。

なお、職業実践専門課程の概要は、参考資料3のスライド39ページにございますので、適宜、御参照ください。

続きまして、32行目以降ですが、具体的な見直しの方向性として、「①必修課目と選択課目の共通事項」について、「教科課程の基準の運用」に示す一定の条件の下で理容行為及び美容行為を行うことが可能であることを含め、実務実習及び校外実習の積極的な活用を速やかに周知するべきであるとしてございます。

6ページ目を御覧ください。「②選択課目（一般教養課目）」について、福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに周知するべきであ

るとしてございます。

「③選択課目（専門教育課目）」について、実習は養成施設内での実施を原則とするとは、選択課目においても同様であるが、養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する選択課目（専門教育課目）の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数（時間数）の上限について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目全体」で合計が5分の1を超えない範囲へ見直し、令和8年度からの実施を目途に検討すべきであるとしてございます。

続いて、「④必修課目（実務実習）」について、理容師又は美容師の養成の骨格となる必修課目である理容実習又は美容実習の一部としての位置づけを十分に踏まえつつ、養成施設の判断において、実践的能力等の習得に向けた多様な学習機会を確保するための工夫として、地域の理容所又は美容所との連携の下、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることが考えられます。

なお、上限時間の見直しに当たっては、必修課目の一部としての位置づけに照らし、実務実習の受入先となる理容所又は美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討を進めるべきであるとしております。

23行目以降は「3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について」です。

7ページを御覧ください。見直しの方向性としまして、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、実態調査により、引き続き、養成施設の教育状況等を把握し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知すべきであること。

また、理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、速やかに周知すべきであることを記載してございます。

次に、「4. 同時授業の特例の取扱いについて」です。32行目以降に見直しの方向性として、将来にわたって地域に理容業及び美容業に必要な人材を輩出できるよう、急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の実施要件の更なる緩和を検討すべきであるとしてございます。

8ページ目を御覧ください。「5. 遠隔授業の取扱いについて」です。11行目以降に見直しの方向性としまして、近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、実習を主たる要素とする理容師養成課程及び美容師養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに養成施設における遠隔授業の取扱いや運用を明確化すべきであるとしてございます。

「6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて」です。9ページ目を御覧ください。見直しの方向性ですが、通信課程の修得者課程や他の養成課程における実習の単位数（時間数）との均衡を踏まえた場合、本特例の見直しそのものは必要と考えられるが、本専門委員会における議論では、現状では本特例の見直しに係る周知が十分に行われてい

るとは言えないことや、見直しの内容等について、養成施設、通信課程の生徒及び当該生徒が常勤で補助的作業に従事している理容所及び美容所などの現場の負担等を十分に考慮する必要性が指摘されたところでございます。

このため、本特例の対象となる理容所及び美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行い、その結果を踏まえ、今後、常勤従事者が通信課程において履修すべき適切な単位数（時間数）の設定を行うべきであるとしてございます。

なお、上記の評価・検討プロセスには一定の期間を要すると考えられることから、当該期間に応じた「通信課程における授業方法等の基準の運用」に示す本特例の適用期限となる令和8年度末の期間を延長した上で、評価・検討プロセス後の本特例の見直し方針について、関係者に十分な周知を図った上で施行すべきであるとしてございます。

次に、「第3 おわりに」でございます。理容業及び美容業は、国民の日常生活に身近で欠かすことのできない営業であり、近年の消費者ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師及び美容師を養成することが求められており、このような中、消費者の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要不可欠な理容業及び美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものと考えるところでございます。

厚生労働省においては、本中間とりまとめを踏まえ、関係制度の見直しを含めた必要な措置を講じ、次代の理容師及び美容師の人材育成に一層尽力されることを期待するとしてございます。

本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていくとしてございます。

なお、本専門委員会では、これまで5回にわたり、理容師及び美容師の養成制度を重点的な検討対象としてきたが、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要であると結んでございます。

その他、10ページには本専門委員会の委員名簿、11ページ目には専門委員会の開催状況を掲載してございます。

簡単でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

中間とりまとめ（案）につきましては、本日、これから御議論いただいた上でとりまとめをしたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から、今、御報告いただいた内容につきまして御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は、挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう、御協力のほど、よろしく申し上げます。では、御意見、御質問等ございましたら、

お願いいたします。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 以前から何回も言っていますけれども、私どもがつくっている教科書の中には、もう既に言われているキャリアデザインを促すとか、入っておりますので、足らぬ部分があれば、また教えていただいて、追加するという形を取りたいと思いますので、おかしなところがあったり、足らぬところがあるようでしたら、御指摘いただいて指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 理容の養成校の生徒の減少が大変心配されております。理美容に係る問題として在り方を考えるときに、地方における後継者不足で、交通難民ということで例えてお話ししましたが、ライドシェア、タクシーも交通難民に対応すべき問題であるような形になっておりますが、理美容においてもそういったことが将来心配されて、高度な衛生的なこの技を次につないでいくためには、そのあり方というのをこれまでも述べてきましたけれども、今後も検討を行っていただくということで、「おわりに」というところに入っております。そういった意味において第3の指摘に期待したいと思っておりますので、ぜひ一番の難問題が横たわっておるといことも皆様方に認知いただいて、今後の問題としていきたいと思っております。御協議ありがとうございました。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員から何かございませんでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員 今日は出張中で、こちらから失礼いたします。

とりまとめ、読ませていただきまして、非常によくおまとめいただいたと思っております。全部賛成いたしておりますけれども、中でも4ページ目の(2)の①、就業に必要な接客マナーということで、もう既に実施されているところは多いかと思うのですけれども、今後、接客マナーの中でカスハラをつくらないマナー。それから、万が一、そういう状態になったときの組織的な対応などについても触れていただければいいのかなと思いました。

それから、②のほうで、高齢者や障害者の接客対応というような福祉に関する学習がありますけれども、高齢者の特性とか障害者の特性とか、そういう方たちに単に理美容をするというだけでなく、どういう対応をしたらいいのか。耳が聞こえにくいとか、はっきり言葉が出てこないというようなときの対応というのをもし知らないと、理美容師さんたちが御苦労されることもあろうかと思っておりますので、介護の専門家による学習など、それこそオンラインによる専門家による学習とかということが充実されればいいのかなと思いました。

大森委員からも、地域の交通事情の問題の御指摘が今ございましたけれども、そういう

場合にオンラインの活用ができればいいのかなと考えました。ありがとうございました。
○芳賀委員長 ありがとうございます。今のは4ページの①、②の中身、もしかしたら、もう少し具体的にキーワード的に加筆していただけるといいのかなということだと思えますので、御検討いただければと思います。

お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原でございます。

関連しているのですけれども、4ページ目の指摘がありました理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応に関して、教育の充実とありますが、全理連さんのほうでは以前からケア理容師さんということをやっていますし、全美連でもハートフル美容師ということで、通信教育を中心にして、お店にいらっしゃるお客様や出張美容に対しての、特に障害を持ったお客様あるいは高齢のお客様に対する接遇などについて、しっかりと勉強する仕組みがあり、養成施設の教育とサロンの現場がつながる。これについては、さらに高齢化が進んでまいりますので、我々の団体としても積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。①のほうには明示と書いてあるのですけれども、既に取り組まれているということですから、取り組んでいるというのをみんなに分かりやすく、目に見える形で示していくことも大事ですので、そういうことが進めばいいかなと思っております。

ほかの委員の皆様、いかがでしょう。

私からちょっといいですか。事務局に確認。報告書のとりまとめの中身については私も賛成で、すごく分かりやすくまとめてくださっていると思います。割と今すぐやるべきこととかやらなければいけないこと、できることがうまく分かりやすくまとまっているのですけれども、実際に特に令和8年度からの実施を目途に検討というふうに明示されているものは、割と時間が短いなと思って見ていたのです。

2つ聞きたいのですけれども、1つは、養成施設の実習のあり方についての、例えば関連施設の積極的活用の周知とか、一般教養課目に関して、福祉施設や地域ボランティアのさらなる活用の周知、これも周知していきましようとして声を出していただく、みんなに理解促進、もう一回認知をちゃんと取っていきましようということだと思っておりますけれども、これはどういうチャンネルで周知を図っていくことを想定されていますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

これまで養成施設での教育の内容につきましては、各都道府県のほうで指導監督をやっていただいておりますので、私どもからは都道府県宛てに通知を出して、各養成施設に対する指導方、お願いしますという形で出してございますので、基本的にはそのような方法を取らせていただくことになるかと思っております。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一点なのですけれども、例えば校外実習の単位数（時間数）上限の見直しとかですと、これは令和8年度からの実施を目途に検討ということになってはいますが、もうあと1年ないのですけれども、単位数とか時間数の上限の見直しとなると、何か規則の変更とかが必要になるのではないかと思うのですけれども、手続はどういうふうな感じになりますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

手続的には、私どものほうから出している通知の中で書かれている内容を変更することになります。ただ、私どもといたしましても、各養成施設におけるカリキュラムに影響を与えるような内容にもなるとお思いますので、皆様方、夏ぐらいにはカリキュラムの編成、来年度に向けて御準備されるということであろうかとお思いますので、その辺り、関係団体の皆さんのスケジュール感については、御意見をいただきながら、来年度からのカリキュラムに影響が出ないように準備させていただきたいと考えているところでございます。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

谷本さん、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本ですけれども、これは今、検討すべき全体の中で答えていくのですか。順番にやっていくことではなくて。

○芳賀委員長 このとりまとめ（案）全体。

○谷本委員 それでは、例えば実務実習を増やすようなことを検討しなければということなのですけれども、増やすのは何の目的があって増やすのかというのが大事。そして、実務実習は、理容業・美容業、業界の人たちがその目的・内容をちゃんと認識して、そのために何をするかというのをやってもらわないと何の効果も出ないとお思いますので、それを徹底的に、これは各都道府県に任せているのではなくて、こういう姿勢で、こうやってくれというのをきちんと指導して各県に流してもらおうようにしないと、ただ増やしました、こうやれということであれば、私は求めている答えが絶対に出ないとお思います。

ですので、何のためにやる、何のために増やすということを業界の方にきちんと認識してもらって、それができるかできないかということを確認、検証してやらないと、そんなの、言われているからするというのであれば、もう答えは出てこないと思うのです。こっちが求めている、厚労省が求めている答えが出てこないとお思いますので、その辺はしっかり周知していただくようお願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。今の谷本委員の御指摘は、6ページの④の実践的能力等の習得に向けたところをもう少し具体的にというか、そういうことですね。例えば、括弧書きとか注書きでもいいと思うので、雑駁に言えば、国家資格を取った若い理美容師たちが一刻も早く自分の腕で稼げるようにということですね。

○谷本委員 そうでしょう。

○芳賀委員長　そういう意味合いだということが伝わるような例示か何かしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。

松野委員、お願いします。

○松野委員　ありがとうございました。

特に何かというのはないのですが、1点だけ。4ページの②の36～37行目のところ、本当に大事なことで、入れていただいて感謝していただけたのですが、大森委員の話も伺った中で、外出が困難な高齢者等に対するだけではなくて、外出が困難な地域というか、人ではなくて地域で括るような言葉が1個入ると、よりよいのではないかなと思いました。まとめてアウトリーチで出向いて行って、その地域の方の理美容をすとか、そういうのができるといいのかなと思いましたので、夢ではあるのですが、構想としては一言あってもいいのかなと思いました。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございました。このところもちょっと書きぶりを御検討していただけますか。

ほかにはいかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員　私が理解不足なのかと思うのですが、7ページ目の同時授業の特例の取扱いというところで、理容師・美容師の学習については、それぞれ受講項目が違うということは理解するのですが、片方の資格を持っている方が次の資格を取れるようになっていく状況を見れば、共通の項目というのがすごく多いのではないかと思います。そうしたときに、こういう細かい特例をつくっているという理由が外から見たときにちょっと分かりにくくて、その辺を一言どこかに入れていただくといいのかなと。なぜこういう条件を今までつけてきたのか。それを緩和するという方向性については賛成していますけれども、その辺をお聞かせいただければと思います。

○芳賀委員長　同時授業に関する条件についてですか。

○増田委員　そうです。これはすごくハードルが高い条件だと思うのですが、それをしなくてはいけない理由です。

○芳賀委員長　事務局、御説明いただけますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長　7ページの制度の現状のところにもございますように、基本的には美容師法・理容師法、それぞれに必要な施設、教室あるいは教員の資格等々についても記載がございますので、それに基づいて、それぞれの法に基づいてやっていただくということではございます。

ただ、その中で併設校という形で両方の教育の設備を持っていらっしゃるということであれば、その一定の範囲においては、同じ環境の中で学んでいただくことを活用できるようにということで特例を設けているところでございます。少し分かりづらいという御指摘

もございましたけれども、この目的等々について、もう少し付言できるのであれば書き込むということはさせていただきたいと思います。

○芳賀委員長 ありがとうございます。増田委員、よろしいですか。

○大森委員 関連して。

○芳賀委員長 大森委員、お願いします。

○大森委員 同時授業というのが始まったのが、もう20年近く前ですか。理容師の養成校の生徒が少ないということで、これは救済しなければいけないと始まったのです。今から7～8年前にも、今、委員から説明がありましたけれども、もう一方の免許を取りやすくするダブルライセンス。これらを見たときに、今、著しく進展がありますから、似たような課目がたくさん出てまいりますから、増田委員が言われたので、意味合いを加えて、必要に応じて同時授業を積極的に進めていくということにしたらどうですか。

○芳賀委員長 事務局、お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 御指摘いただいたところで、ダブルライセンスの文脈を踏まえてというところについては、ダブルライセンスができたことで同時授業がどういうふうにあるべきかというところについては、結びついた形での位置づけというのは今までしてこなかったところかなと思いますが、もう少し分かりやすい形での記述ということについては、もう一度精査させていただきたいと思います。

○芳賀委員長 門外漢なのですが、最初に書いてある、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上でというのは結構大事とされていて、我々も大学でいろいろな科目があるのですけれども、例えば私なんか近いところがあって、流通論と商業学は何が違うんだ、外から見ていると一緒にではないかと思われたりすると思うのですけれども、私は商業学を教えられるけれども、流通論は教えられないのです。そういう違いがあるのかな。だから、教育となると、教えるとなると、類似の科目名称とかでも、意外とどっちかの人が両方まとめてやってもいいとは、単純にはならないことがあったりして、そこが難しいのだろうなとちょっと思いました。

すみません、お待たせしました。先に宮崎委員からでいいですか。お願いします。

○宮崎委員 このとりまとめ自体、本当にいい方向かなと思っております。その中で、8ページの遠隔授業について、今回は突っ込んだ話が少なかったかなと思うのですけれども、この部分については、これから18歳人口がぐんと減っていくときに、学校がなければ理容師・美容師の世界もない。これはほかの職業でも一緒ですけれども、その場を維持するためには、ある程度遠隔授業というのをうまく活用しながら、場所を残して、学ぶ場を残してというのは、多分あらゆる学ぶ場で考えていかなければいけない。もちろん、大学もこれを考えてというのは当然入っているところです。

ですので、学校が残るという意味でも、この遠隔授業を一体どうやったらいいのかというのは、なるべく早く導入してみて、何年かうまくいったり、うまくいかなかったりというのを試しながらも、本格的に2030年以降、ぐんと子供の数が一気に減っていきますので、

その部分でうまく対応できるようなことというのを今からしっかり考えておくことは、非常に重要ではないかと思っております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。遠隔授業もここ数年でどんどん拡大してというか、急速に進展していきまして、小中高大でも秀逸な取組事例が蓄積されてきていると思います。そういうのも生かされるといいかなと思います。

お待たせしました。藤田委員、お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田でございます。

ちょっと議論が戻ってしまうのですが、先ほどの同時授業の議論に関しましては、私は、特に理容師養成施設の経営面での支援的な文脈がメインのように理解していたのですが、その辺が、今いろいろ御意見を伺いまして、別の意味合いもあるのかと思いましたが、その点、そういった理解でよろしかったのかという確認をさせていただきたいと思ひまして、挙手させていただきました。

○芳賀委員長 事務局、いかがでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 御指摘いただきましたとおり、これまで平成22年以降、導入された経緯としては、まさに理容側の学生数が非常に少なくなっているという中において、併設校の中での運営については、美容側と同時に授業を行うことによって、理容側で例えば教員の方の確保がなかなか難しいというところがあれば、そこは美容の教員のほうから一緒に授業を受けることができるという形で、施設側の運営について支援を行うことができるという意味で特例が設けられているということでございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 今の同時授業ですけれども、もともと私ども養成施設は1クラス40人。そして、生徒1人に1.65というのが決められているわけです。これをつくったときには、おっしゃるように、確かにたまたま理容の生徒さんがなかなか入ってこないという中で、理容が40人の定員があるにもかかわらず、30人しか入っていないのだったら、その教室でということスタートしたと思うのです。それなら、もともとの生徒1人当たり1.65というのは、その養成施設の基準はずっと守らせるのか守らせないのか。人数を増やすことになってもどうなさるのですか。それがちょっと分からない。

○芳賀委員長 お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 私どもとしては、まさに目安としては40人ということはお示ししてございますが、特例的に同時授業をやった場合にそれを超える形になり得るということは、私どもとしても前提として認識しているところでございます。ただ、その場合においても、お一人当たりの教育の環境として、あまり狭いことにはならないようにお願いしますと申し上げてございます。ですから、クラス編成として40人を超え得るとい

うことは想定しているところでございます。20人未満の規模に理容の側がなっている場合、これまでも手当てがされてございますので、美容側が40前後ということであれば、60人ぐらいにはなり得るということは今までも生じたのかなと思います。

それよりさらに緩和していくとなると、私どもとしても美容側が例えば1クラスしかないようなところに、さらにつけ加えていくとなると非常に大きな規模になってしまうので、教育環境としてどうかということになるかと思いますが、私どもがお調べさせていただいた中では、養成施設の中にも美容側は100人以上で1学年、生徒さんがいらっしゃるようなところもおありのようでございますから、そういったところでいけば、例えばクラスが複数存在することもあり得るのかなと思いますので、それぞれのクラスと同時にやるということであれば、1クラスの編成においてはあまり大きな数字にはならないのかなと思いますので、その辺り、また実態についてはよく確認した上で、今後の緩和の在り方については丁寧に検討していきたいと思っております。

○谷本委員 すみません、谷本ですけれども、同時授業は40人を超えてもいい。ですが、同時授業以外の普通の授業は40人を超えては駄目でしょう。その辺はどうなのですか。同時授業で1クラス60人でやってもいい。だったら、普通の本科も60人超えていいのですかということなのですけれども、こっちは超えてもいいけれども、こっちは超えたらいけないという理屈は、それはどういうふうに分けてそういうふう考えられるのかを教えてください。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 ですので、標準的な教育環境の規模としては、1クラス編成は40人ということは私どもとして基本としてお示ししてございます。それはそれぞれの先生が教えるに当たっての同時双方向でやり取りするに当たっては、そのぐらいの規模感でということでございます。

一方で、理容側の生徒が非常に減ってきてしまっているというような学校さんが出てきているという中で、同時授業という特例が認められているわけでございますので、そういったところにおいては、40人というのをあまり堅持し過ぎてしまうと、同時授業についてなかなか発動できなくなってしまいますので、そこについては超過することはあり得るということは認識した上で、ただ、お一人お一人の生徒さんにとってみて、ぎゅうぎゅうにはならないように、そういった教室の環境が確保されているのかどうかということはしっかりと確認してくださいと申し上げているということでございます。

○谷本委員 分かったような分からないような。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。クラスサイズ等々についても、教育効果が低下しないというのを大前提にして柔軟に。学校ごとに施設・設備が違うと思っておりますので、柔軟にということですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。大変たくさんの御意見いただきまして、ありがとうございました。基本的には、本日、おまとめいただきました、この中間とりまとめ（案）、全体的な構成と

内容につきましてはお認めいただけたものというふうに理解しておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀委員長 はい。その上で、細かい書きぶり等々で多少加筆・修正を検討していただくところもあるのではないかと思いますので、そうした修正につきましては、後日、御意見いただいた意見の皆さんに御確認していただいた上で委員長一任とさせていただきます、中間とりまとめとさせていただきますことにしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 本日も活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

ここで大坪健康・生活衛生局長より、一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思えます。

○健康・生活衛生局長 皆様、本日は、またお時間、お忙しいところ、ありがとうございます。

去年の6月にこの会、立ち上げさせていただきまして、もともとは国家戦略特区のほうで問題提起があったことを踏まえて、このような形で会を開催させていただきました。しかしながら、こうやって開いて、皆様、現場の御意見をいただきますと、様々思っているいろいろな課題ということも一旦明らかになりましたし、とてもいい時間、会議体を持たせていただいたと思っております。

今回は、少し微修正はございますけれども、一旦中間とりまとめといたしますか、こういったとりまとめをしていただきまして、座長の先生には本当にありがとうございました。一旦とりまとめではございますけれども、今後も人口動態の変化とか担い手の話、また魅力のある職場づくりといったことでもいろいろと御意見いただく機会があると思います。外部からの指摘もあるでしょうし、内部からも議論したいというお話はウエルカムでございますので、この会議体を使って、今後ともより発展していけるようにと思っております。

これまで5回にわたりまして、ありがとうございました。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 大坪局長、ありがとうございました。

最後に、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、確認をいただいた上で厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門

委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、それから、これまで何回もお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。